

【 検 査 】**6 2 4 子宮内膜組織採取等（子宮内膜ポリープ等）の算定について****《令和7年7月31日》****○ 取扱い**

- ① 子宮内膜ポリープに対するD418「3」子宮内膜組織採取の算定は、原則として認められる。
- ② 子宮体癌疑いに対するD418「3」子宮内膜組織採取とN000 病理組織標本作製「1」組織切片によるものの算定は、原則として認められる。
- ③ 子宮体癌に対するD418「3」子宮内膜組織採取とN004 細胞診「1」婦人科材料等によるものの算定は、原則として認められる。
- ④ 次の傷病名に対するD418「3」子宮内膜組織採取とN000 病理組織標本作製「1」組織切片によるものの算定は、原則として認められない。
 - (1) 不妊症
 - (2) 更年期出血

○ 取扱いを作成した根拠等

子宮内膜組織採取は、病理組織学的診断目的で鋭匙を使用して内膜搔爬により子宮内膜から病変組織を採取するもの、細胞診（婦人科材料等によるもの）は、子宮頸部・内膜、腔部から採取した細胞より悪性腫瘍の細胞学的診断を実施するものである。また、病理組織標本作製（組織切片によるもの）は、生体から採取した組織から標本を作製し、悪性腫瘍や炎症性疾患等を病理学的に診断するものである。

子宮内膜ポリープは、子宮内膜に発生した良性腫瘍であるが、悪性腫瘍が疑われる場合はポリープを切除して病理組織学的診断を実施する必要がある。子宮体癌は子宮内膜から発生する悪性腫瘍であり、細胞診や病理組織標本による診断は、臨床的有用性が高いと考えられる。

一方、不妊症は、女性側の原因として排卵因子、卵管因子、免疫因子、子宮因子があげられるが、上記病理診断の臨床的有用性は低いと考えられる。

また、更年期出血は生殖期から閉経期への移行期に生じる不規則な出血で、器質性出血の原因疾患には、子宮筋腫、子宮内膜ポリープ、子宮頸部や体部の悪性腫瘍、子宮内膜症等があるが、原因疾患が特定されていない場合、上記病理診断の臨床的有用性は低いと考えられる。

以上のことから、上記①から③の傷病名に対する各検体採取料及び病理診断の算定は原則として認められるが、上記④の傷病名に対するD418「3」子宮内膜組織採取とN000 病理組織標本作製「1」組織切片によるものの算定は、原則として認められないと判断した。